

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第187回会合において、「車両後退通報装置に係る協定規則（第165号）」が新たに採択されたほか、「歩行者保護に係る協定規則（第127号）」、「衝突被害軽減ブレーキ（AEBS: Advanced Emergency Braking System）に係る協定規則（第131号）」、「照射灯火の統合規則に係る協定規則（第149号）」、「自動車線維持システムに係る協定規則（第157号）」等の改訂が採択された。

また、運転者が不在となる自動運転車の実現に向けて、令和4年4月に道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が成立したところ、自動運転車の保安基準についても整備を行う必要がある。

加えて、中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第14次答申（令和2年8月））において、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数（PN: Particle Number）の基準を導入することが適当であるとされている。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5トンを超える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、対車両の強化された制動要件並びに対静止車両及び対走行車両の制動要件に加え新たに対歩行者の制動要件に適合する等、強化された要件を満たす衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

【要件】

- ・ 車両、歩行者に対して所定の制動要件（別紙2参照）を満たすこと
- ・ 60km/h以下で走行している場合には、40km/h以上減速又は停止すること
- ・ 10km/hから最高設計速度の範囲（対歩行者：20～60km/h）で作動すること
- ・ 緊急制動の開始0.8秒前までに警報すること（対歩行者の場合、緊急制動開始前）

【適用日】

新 型 車：令和7年9月1日 継続生産車：令和10年9月1日

- ② 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満又は車両総重量 3.5 トン以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車、被牽引自動車等を除く。）について車両後退通報装置を備えなければならないこととする。

【要件】

- ・ 原動機が起動している状態でシフトが後退に入れば自動で音を発すること
- ・ 通報音は“低”、“通常”、“高”の3つのレベルを定義し、“通常レベル”を必須とすること
（低レベル：45～60dB、通常レベル：60～75dB、高レベル：80～95dB）
- ・ 通報装置の一時停止機能は後退時車両直後確認装置（UN-R158）を備えている場合を除き設けはならず、設ける場合には以下の要件に適合すること
 - 一時停止中であることを運転者に表示すること
 - 車両の再始動時に自動で解除されること

【適用日】

新 型 車：令和7年1月19日 継続生産車：令和9年1月19日

- ③ （i）高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、作動可能な上限速度を引き上げるとともに、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車については車線変更機能の要件を追加する。（ii）また、令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律を踏まえ、自動運行装置の要件について、運転者が不在となる場合を想定した規定の整備を行う。

【要件】

（i）関係

- ・ システムの作動上限速度を引き上げ、速度に応じた車間距離の確保などの安全性を確保すること
- ・ 車線変更機能を伴うものについては、車線変更の際、後続車に対して急な減速を強いることがないこと

（ii）関係

- ・ 運転者の存在を前提としない自動運行装置については、走行環境条件を満たさなくなる場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合に、自動運行装置により車両を安全に停止させること

【適用日】

（i）関係

新 型 車：令和5年9月1日 継続生産車：令和9年9月1日

（ii）関係

公布・施行と同日

- ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の歩行者の頭部保護性能に関する試験エリアに前面ガラスも含むこととする。

【要件】

- 歩行者に自動車が発生した際に、歩行者の頭部が接触することを想定したボンネット及び前面ガラスで構成される試験エリアのうち 2/3 以上の面積で所定の頭部障害基準値を満たすこと

	改正前	改正後
頭部保護性能確認試験エリア	<p>試験エリア：ボンネット</p>	<p>試験エリア：ボンネット+前面ガラス</p>
基準値	<ul style="list-style-type: none"> 試験エリアの 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。 大人と子供エリアが混在する場合、子供エリアで 1/2 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。 <p>※HIC:頭部傷害値 (Head Injury Criterion)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ボンネット試験エリアの 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。 大人と子供エリアが混在する場合、子供エリアで 1/2 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。 <u>ボンネット試験エリアと前面ガラス試験エリア合計の 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。</u>

【適用日】

新 型 車：令和 6 年 7 月 7 日 継続生産車：令和 8 年 7 月 7 日

- ⑤ 配光可変型前照灯を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）において、運転者の運転操作を支援するための情報（運転支援プロジェクション）を路面に投影することを可能とする。

【要件】

- 以下の警告に限り投影することを可能とする

投影できる運転支援プロジェクション			
路面凍結警告	衝突危険警告	逆走警告	車線維持支援警告

【適用日】

令和8年9月1日

- ⑥ ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車及び小型自動車又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満のものを除く。）について、粒子数の基準を適用する。

【適用日】

（ガソリン車） 新 型 車：令和6年10月1日 継続生産車：令和8年10月1日

（ディーゼル車）新 型 車：令和5年10月1日 継続生産車：令和8年10月1日

(2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第59条第1項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、車両後退通報装置に係る基準に適合することを証する書面を加える。

(3) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、車両後退通報装置を追加する。
- ② 法第75条の3第8項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第165号に基づき認定された車両後退通報装置を追加する。
- ③ 協定規則第127号、第131号、第149号、第157号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行う。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 車両後退通報装置等の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。
- ② (1)①の改正を踏まえ、衝突被害軽減ブレーキの型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して改める。

(5) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の一部改正

(1) ①の改正について令和7年9月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和5年1月4日

施 行：令和5年1月4日

ただし、車両後退通報装置に係る部分【2. (1)②、(2)、(3)①②、(4)①、(5)の一部及び(6)の一部】は令和5年1月19日施行とする。

大型車の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）の基準を強化します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

我が国の主導のもと、大型車の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）に関する国際規則の改正が合意され、新たに対歩行者の基準が追加されたところ、当該基準を国内の保安基準に導入するための所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

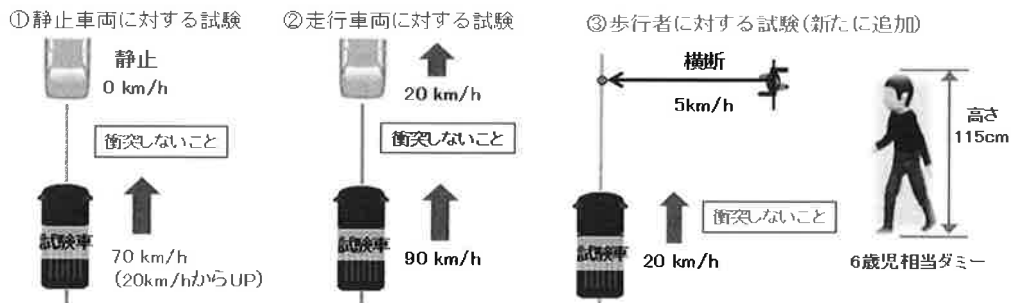
今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「衝突被害軽減ブレーキ（AEBS: Advanced Emergency Braking System）に係る協定規則（第131号）」の改正が合意され、新たに対歩行者の基準が追加されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された協定規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。

なお、当該AEBSの国際基準改正及び同時に成立しました「車両後退通報装置」に係る新国際基準は、我が国の交通安全環境研究所が、それら基準改正及び策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本としてその策定を主導し合意に至ったものです。

1. 主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) トラック・バス等には、新たに対歩行者の制動要件に適合する等、強化された要件を満たす衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）を備えなければならないこととする。

【主な制動要件・試験法】（赤字：今次改正による強化）



- (2) トラック・バス等には、後退時に警報音を発する車両後退通報装置（バックアラーム）を備えなければならないこととする。



- (3) 高速道路での車線維持機能を有する自動運行装置の要件について、作動可能な上限速度を引き上げるとともに、車線変更機能の要件を追加する。また、令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律を踏まえ、自動運行装置の要件について、運転者が不在となる場合を想定した規定の整備を行う。



2. 公布・施行

公布：令和5年（2023年）1月4日

施行：令和5年（2023年）1月4日（1. (2)は令和5年1月19日）

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課：山村、占部

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

審査・リコール課：福蘭、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

○国土交通省令第一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項（同法第九十九条において準用する場合を含む）、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月四日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令
 (道路運送車両の保安基準の一部改正)
 第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(前照灯等) 第三十二条 (略) 2～6 (略) 7 自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。 8～10 (略) 11 配光可変型前照灯(当該灯火装置の光源から出される光の総量等が告示で定める性能を有するものに限る。)には、前照灯洗浄器を備えなければならない。ただし、二輪自動車に備えるものにあつては、この限りではない。 12・13 (略)</p> <p>(車両後退通報装置) 第四十三条の十 自動車(次に掲げるものを除く。)には、車両後退通報装置(自動車が後退している旨を歩行者等に通報する装置をいう。以下この条において同じ。)を備えなければならない。 一 専ら乗用の用に供する自動車(第五号から第十一号までに掲げるものを除く。以下この号から第四号までにおいて同じ。)であつて次に掲げるもの イ 乗車定員十人未満の自動車 ロ 乗車定員十人以上の自動車であつて車両総重量三・五トン以下のもの 二 前号の自動車の形状に類する自動車 三 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量二・五トン以下のもの 四 前号の自動車の形状に類する自動車 五 二輪自動車 六 側車付二輪自動車 七 三輪自動車 八 カタピラ及びそりを有する軽自動車 九 大型特殊自動車 十 小型特殊自動車 十一 被牽引自動車</p> <p>2 車両後退通報装置の通報音発生装置は、歩行者等が確実に聞き取ることができるとして、音色、音量等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。 3 車両後退通報装置は、自動車の後退を歩行者等に通報することにより歩行者等の当該自動車との衝突を防止することができるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>(前照灯等) 第三十二条 (略) 2～6 (略) 7 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。 8～10 (略) 11 配光可変型前照灯(当該灯火装置の光源から出される光の総量等が告示で定める性能を有するものに限る。)には、前照灯洗浄器を備えなければならない。 12・13 (略)</p> <p>(新設)</p>

第二條 道路運送車両法施行規則の一部改正
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(新規検査の申請)
第三十六条 (略)

2、13 (略)

14 国土交通大臣が指定する自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第四條、第四條の二第一項、第二項若しくは第三項、第五條、第六條第一項若しくは第二項、第七條、第八條第一項若しくは第五項、第九條第一項、第二項若しくは第三項、第十條、第十一條第一項若しくは第二項、第十二條第二項若しくは第三項、第十三條、第十四條、第十五條第一項若しくは第二項、第十七條、第十八條第二項、第十九條、第二十條、第二十一條、第二十二條第三項及び第四項、第二十二條の三第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第五項、第二十二條の四、第二十二條の五第二項若しくは第三項、第二十五條第四項、第二十九條第一項、第二項及び第三項、第三十二條第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三項、第三十三條第二項、第三項若しくは第四項、第三十三條の二第二項若しくは第三項、第三十三條の三第二項若しくは第三項、第三十四條第二項若しくは第三項、第三十五條第二項若しくは第三項、第三十五條の二第二項、第三項、第四項若しくは第五項、第三十六條第二項若しくは第三項、第三十七條第二項若しくは第三項、第三十七條の二第二項若しくは第三項、第三十七條の三第二項若しくは第三項、第三十八條第二項若しくは第三項、第三十九條第二項若しくは第三項、第三十九條第三項若しくは第四項、第四十一條の三第二項若しくは第三項、第四十一條の四第三項若しくは第四項、第四十一條の五第三項若しくは第四項、第四十二條、第四十三條第二項若しくは第三項、第四十三條の二、第四十三條の三、第四十三條の四第一項、第四十三條の五第二項、第四十三條の六、第四十三條の七、第四十三條の八、第四十三條の九、第四十三條の十第二項及び第三項、第四十四條第一項、第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第四十四條の二、第四十五條第一項若しくは第二項、第四十六條第一項、第四十六條の二、第四十七條第一項、第四十七條の二、第四十八條第二項、第四十八條の二第二項、第四十八條の三第二項又は第五十條の基準(同令第五十八條の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

(新規検査の申請)
第三十六条 (略)

2、13 (略)

14 国土交通大臣が指定する自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第四條、第四條の二第一項、第二項若しくは第三項、第五條、第六條第一項若しくは第二項、第七條、第八條第一項若しくは第五項、第九條第一項、第二項若しくは第三項、第十條、第十一條第一項若しくは第二項、第十二條第二項若しくは第三項、第十三條、第十四條、第十五條第一項若しくは第二項、第十七條、第十八條第二項、第十九條、第二十條、第二十一條、第二十二條第三項及び第四項、第二十二條の三第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第五項、第二十二條の四、第二十二條の五第二項若しくは第三項、第二十五條第四項、第二十九條第一項、第二項及び第三項、第三十二條第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三項、第三十三條第二項、第三項若しくは第四項、第三十三條の二第二項若しくは第三項、第三十三條の三第二項若しくは第三項、第三十四條第二項若しくは第三項、第三十五條第二項若しくは第三項、第三十五條の二第二項、第三項、第四項若しくは第五項、第三十六條第二項若しくは第三項、第三十七條第二項若しくは第三項、第三十七條の二第二項若しくは第三項、第三十七條の三第二項若しくは第三項、第三十八條第二項若しくは第三項、第三十九條第二項若しくは第三項、第三十九條第三項若しくは第四項、第四十一條の三第二項若しくは第三項、第四十一條の四第三項若しくは第四項、第四十一條の五第三項若しくは第四項、第四十二條、第四十三條第二項若しくは第三項、第四十三條の二、第四十三條の三、第四十三條の四第一項、第四十三條の五第二項、第四十三條の六、第四十三條の七、第四十三條の八、第四十三條の九、第四十四條第一項、第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第四十四條の二、第四十五條第一項若しくは第二項、第四十六條第一項、第四十六條の二、第四十七條第一項、第四十七條の二、第四十八條第二項、第四十八條の二第二項、第四十八條の三第二項又は第五十條の基準(同令第五十八條の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

15 (略)

15 (略)

(装置型式指定規則の一部改正)
 第三条 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを加える。

改正後

(特定装置の種類)

第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一 四十の六 (略)

四十の七 法第四十一条第十四号の警報装置のうち車両後退通報装置(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人以上かつ車両総重量三・五トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。次号において同じ。)の通報音発生装置

四十の八 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち車両後退通報装置

四十一 四十九 (略)

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一・二 (略)	(略)
二の二 第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	第三十号第二改訂版 第百十七号第三改訂版
三 第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	第五十四号 第百十七号第二改訂版
三の二 三の七 (略)	(略)
三の八 第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第五改訂版
三の九 第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	

改正前

(特定装置の種類)

第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一 四十の六 (略)

(新設)

四十の七 (新設)

四十一 四十九 (略)

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一・二 (略)	(略)
二の二 第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	第三十号第二改訂版 第百十七号第二改訂版
三 第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	第五十四号 第百十七号第二改訂版
三の二 三の七 (略)	(略)
三の八 第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第四改訂版
三の九 第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	

四〇五の三 (略)	(略)
五の四 第二条第五号の四の衝突被害軽減制御装置	第百三十一号第二改訂版
五の五〇五の十六 (略)	(略)
五の十七 第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	第百号第三改訂版
五の十八 第二条第五号の十八の感電防止装置	第百三十六号改訂版
五の十九〇六の二 (略)	(略)
六の三 第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第百三十五号第二改訂版
六の四〇六の五 (略)	(略)
六の六 第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第百二十七号第二改訂版
六の七〇五の四 (略)	(略)
十五の五 第二条第十九号の前照灯	第九十八号第二改訂版 第百十二号第二改訂版 第百十三号第三改訂版 第百四十九号改訂版
十五の六 第二条第十九号の二の前照灯	第百二十三号第二改訂版 第百四十九号改訂版
十六〇十七 (略)	(略)
十八 第二条第二十二号の前部霧灯	第十九号第五改訂版 第百四十九号改訂版
十八の二 第二条第二十二号の二の側方照射灯	第百十九号第二改訂版 第百四十九号改訂版

四〇五の三 (略)	(略)
五の四 第二条第五号の四の衝突被害軽減制御装置	第百三十一号改訂版
五の五〇五の十六 (略)	(略)
五の十七 第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	第百号第三改訂版
五の十八 第二条第五号の十八の感電防止装置	第百三十六号改訂版
五の十九〇六の二 (略)	(略)
六の三 第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第百三十五号改訂版
六の四〇六の五 (略)	(略)
六の六 第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第百二十七号第二改訂版
六の七〇五の四 (略)	(略)
十五の五 第二条第十九号の前照灯	第九十八号第二改訂版 第百十二号第二改訂版 第百十三号第三改訂版 第百四十九号改訂版
十五の六 第二条第十九号の二の前照灯	第百二十三号第二改訂版 第百四十九号改訂版
十六〇十七 (略)	(略)
十八 第二条第二十二号の前部霧灯	第十九号第五改訂版 第百四十九号改訂版
十八の二 第二条第二十二号の二の側方照射灯	第百十九号第二改訂版 第百四十九号改訂版

十九	第二条第二十三号の車幅灯	第七号第三改訂版
二十	第二条第二十四号の尾灯	第五十号改訂版
二十一	第二条第二十五号の制動灯	第四百四十八号改訂版
二十二	第二条第二十六号の補助制動灯	第七号第三改訂版
二十三	第二十七条の前部上側端灯	第四百四十八号改訂版
二十四	第二十八条の後部上側端灯	第四百四十八号改訂版
二十四の二	第二十八条の二の昼間走行灯	第八十七号改訂版
二十五	第二十九条の側方灯	第九十一号改訂版
二十五の二	第二十九条の二の番号灯	第四百四十八号改訂版
二十六	第三十条の後部霧灯	第九十一号改訂版
二十七	第三十一条の駐車灯	第七十七号改訂版
二十八	第三十二条の後退灯	第四百四十八号改訂版
二十八の二	第三十二条の二の低速走行時側方照射灯	第二十三号改訂版
二十九	第三十三条の前部反射器	第四百四十八号改訂版
三十	第三十四条の側方反射器	第三号第三改訂版
三十一	第三十五条の後部反射器	第五百十号改訂版

十九	第二条第二十三号の車幅灯	第七号第三改訂版
二十	第二条第二十四号の尾灯	第五十号改訂版
二十一	第二条第二十五号の制動灯	第四百四十八号改訂版
二十二	第二条第二十六号の補助制動灯	第七号第三改訂版
二十三	第二十七条の前部上側端灯	第四百四十八号改訂版
二十四	第二十八条の後部上側端灯	第四百四十八号改訂版
二十四の二	第二十八条の二の昼間走行灯	第八十七号改訂版
二十五	第二十九条の側方灯	第九十一号改訂版
二十五の二	第二十九条の二の番号灯	第四百四十八号改訂版
二十六	第三十条の後部霧灯	第九十一号改訂版
二十七	第三十一条の駐車灯	第七十七号改訂版
二十八	第三十二条の後退灯	第四百四十八号改訂版
二十八の二	第三十二条の二の低速走行時側方照射灯	第二十三号改訂版
二十九	第三十三条の前部反射器	第四百四十八号改訂版
三十	第三十四条の側方反射器	第三号第三改訂版
三十一	第三十五条の後部反射器	第五百十号改訂版

三十一の二 第二条第三十六号の大型後部反射器	第七十号第二改訂版 第百五十号改訂版
三十一の三 第二条第三十六号の二の再帰反射材	第百四号改訂版 第百五十号改訂版
三十二・三十三 (略)	(略)
三十四 第二条第四十号の停止表示器材	第二十七号第五改訂版 第百五十号改訂版
三十四の二～三十四の五 (略)	(略)
三十四の六 第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	第百五十一号
三十四の七 第二条第四十号の七の車両後退通報装置の通報音発生装置	第百六十五号
三十四の八 第二条第四十号の八の車両後退通報装置	第六号第二改訂版 第五十号改訂版 第百四十八号改訂版
三十五 第二条第四十一号の方向指示器	第六号第二改訂版 第五十号改訂版 第百四十八号改訂版
三十五の二～四十 (略)	(略)
四十一 第二条第四十七号の自動運行装置	第百五十七号改訂版

第二号様式 (特別な表示) (第六条関係)

(略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
第二条第三十六号の二の再帰反射材	8以上
第二条第三十七号の警告器の警告音発生装置	
(略)	
第二条第四十号の七の車両後退通報装置の通報音発生装置	4以上

三十一の二 第二条第三十六号の大型後部反射器	第七十号第二改訂版 第百五十号
三十一の三 第二条第三十六号の二の再帰反射材	第百四号改訂版 第百五十号
三十二・三十三 (略)	(略)
三十四 第二条第四十号の停止表示器材	第二十七号第五改訂版 第百五十号
三十四の二～三十四の五 (略)	(略)
三十四の六 第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	第百五十一号
三十五 第二条第四十一号の方向指示器	第六号第二改訂版 第五十号改訂版 第百四十八号
三十五の二～四十 (略)	(略)
四十一 第二条第四十七号の自動運行装置	第百五十七号

第二号様式 (特別な表示) (第六条関係)

(略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
第二条第三十六号の二の再帰反射材	12以上
第二条第三十七号の警告器の警告音発生装置	8以上
(略)	
第二条第四十号の方向指示器	5以上

第一條第四十号の八の車両後退通報装置	
第一條第四十一号の方向指示器	5以上
(略)	(略)

(略)	(略)
-----	-----

(道路運送車両法関係手数料規則の一部改正)
 第四條 道路運送車両法関係手数料規則(平成二十八年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

改正前

別表第一	
自動車審査試験項目	自動車審査試験 項目別費用額
一〇二十二 (略)	(略)
二十三 保安基準第十二條第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制 動制御装置に係る試験(次号に掲げる試験を除く。)	二十七万円
二十三の二〇百二十二の三 (略)	(略)
百二十二の四 保安基準第四十三條の九に定める基準に係る試験	二十七万円
百二十二の五 保安基準第四十三條の十第一項及び第二項に定める基準 のうち、通報音発生装置に係る試験	十八万七千円
百二十二の六 保安基準第四十三條の十第一項及び第三項に定める基準 に係る試験(前号に掲げる試験を除く。)	十八万七千円
百二十三〇百三十二 (略)	(略)
備考	
一 (略)	
二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の 自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八條の規定により適用 関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二 章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の 規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定 められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合に あつては、同表の下欄に掲げる額とする。	

別表第一	
自動車審査試験項目	自動車審査試験 項目別費用額
一〇二十二 (略)	(略)
二十三 保安基準第十二條第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制 動制御装置に係る試験(次号に掲げる試験を除く。)	十八万七千円
二十三の二〇百二十二の三 (略)	(略)
百二十二の四 保安基準第四十三條の九に定める基準に係る試験	二十七万円
百二十三〇百三十二 (略)	(略)
備考	
一 (略)	
二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の 自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八條の規定により適用 関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二 章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の 規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定 められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合に あつては、同表の下欄に掲げる額とする。	

別表第二

第二十一号	(略)	二十七万円(被牽引自動車に係る試験に限る。)
第二十二号	(略)	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額(被牽引自動車に係る試験を除く。) 一 アンチロック・ブレーキシステムに係る試験 十八万七千円 二 前号に掲げる試験以外の試験 十八万七千円
第二十三号	(略)	十八万七千円
三〇五	(略)	(略)

一〇十二	(略)	特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
十三	保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験(次号に掲げる試験を除く。)		二十七万円
十三の二	八十八の三 (略)		(略)
八十八の四	保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験		二十七万円
八十八の五	保安基準第四十三条の十第一項及び第二項に定める基準のうち、通報音発生装置に係る試験		十八万七千円
八十八の六	保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験(前号に掲げる試験を除く。)		十八万七千円
八十八の七	(略)		(略)
八十九	九十三 (略)		(略)

備考

一 (略)

二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

別表第二

第二十一号	(略)	二十七万円(被牽引自動車に係る試験に限る。)
第二十二号	(略)	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額(被牽引自動車に係る試験を除く。) 一 アンチロック・ブレーキシステムに係る試験 十八万七千円 二 前号に掲げる試験以外の試験 十八万七千円
第二十三号	(略)	十八万七千円
三〇五	(略)	(略)

一〇十二	(略)	特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
十三	保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験(次号に掲げる試験を除く。)		十八万七千円
十三の二	八十八の三 (略)		(略)
八十八の四	保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験		二十七万円
八十八の五	(略)		(略)
八十九	九十三 (略)		(略)

備考

一 (略)

二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)	(略)
第十一号	二十七万円(被牽引自動車に係る試験に限る。)
	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額(被牽引自動車に係る試験を除く。)
	一 アンチロック・ブレーキシステムに係る試験 十八万七千円
	二 前号に掲げる試験以外の試験 十八万七千円
第十三号	十八万七千円
(略)	(略)
三・四 (略)	(略)

(略)	(略)
第十一号	二十七万円(被牽引自動車に係る試験に限る。)
	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額(被牽引自動車に係る試験を除く。)
	一 アンチロック・ブレーキシステムに係る試験 十八万七千円
	二 前号に掲げる試験以外の試験 十八万七千円
(略)	(略)
三・四 (略)	(略)

附則 (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和五年一月十九日から施行する。

一 第一条中道路運送車両の保安基準第四十三条の十の改正規定

二 第二条の規定

三 第三条中装置型式指定規則第二条の改正規定、同令第五条の改正規定(同条の表第三十四号の六の次に二号を加える部分に限る。)、及び同令第三号様式の改正規定(同様式の表第二条第四十一号の方向指示器の項の前に二項を加える部分に限る。)

四 第四条中道路運送車両法関係手数料規則別表第一の改正規定(同表第二百二十二号の四の次に二号を加える部分に限る。)、及び同令別表第二の改正規定(同表第十三号下欄の改正規定及び同表備考第二号の表第十一号の項の次に一項を加える部分を除く。)

(経過措置)

第二条 第二条の規定(前条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。による改正前の装置型式指定規則(以下この条において「旧規則」という。))第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第三号下欄に掲げる第百十七号第二改訂版に基づき行われた認定は、当分の間、新規則第五条の表第三号下欄に掲げる第百十七号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第五号の四下欄に掲げる第百三十一号改訂版に基づき行われた認定(令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。)、は、令和十年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第五号の四下欄に掲げる第百三十一号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

5 旧規則第五条の表第五号の十七及び十五号の十八下欄に掲げる第百三十六号に基づき行われた認定(令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。)、は、令和九年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第五号の十七及び十五号の十八下欄に掲げる第百三十六号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

6 旧規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第二改訂版に基づき行われた認定(令和六年七月六日以前に行われたものに限る。)、は、令和八年七月六日までの間は、新規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

7 旧規則第五条の表第十五号の五、第十五号の六、第十八号及び第十八号の二下欄に掲げる第百四十九号に基づき行われた認定(令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。)、は、新規則第五条の表第十五号の五、第十五号の六、第十八号及び第十八号の二下欄に掲げる第百四十九号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

8 旧規則第五条の表第十九号から第二十八号の二まで及び第三十五号下欄に掲げる第百四十八号に基づき行われた認定は、当分の間、新規則第五条の表第十九号から第二十八号の二まで及び第三十五号下欄に掲げる第百四十八号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

9 旧規則第五条の表第二十九号から第三十一号の三まで及び第三十四号下欄に掲げる第百五十号に基づき行われた認定は、当分の間、新規則第五条の表第二十九号から第三十一号の三まで及び第三十四号下欄に掲げる第百五十号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

10 旧規則第五条の表第四十一号下欄に掲げる第百五十七号に基づき行われた認定(令和五年八月三十一日以前に行われたものに限る。)、は、令和九年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第四十一号下欄に掲げる第百五十七号改訂版に基づき行われた認定とみなす。